

② 福島県河沼郡湯川村
地域防災計画

資料編

1	河川	- 1 -
2	災害発生時の連絡体制	- 1 -
3	注意報・警報・特別警報等の発表基準と構成	- 3 -
4	災害の被害認定基準	- 5 -
5	被害状況報告書	- 7 -
6	職員の非常配備基準（配備要員数）	- 15 -
7	災害対策本部の組織及び事務分掌	- 16 -
8	消防団の組織及び分担業務	- 22 -
9	消防機材及び消防水利	- 23 -
10	自主防災組織の組織と役割分担	- 25 -
11	救出車両、舟艇、その他機械器具調達先報告書	- 27 -
12	緊急輸送路	- 27 -
13	ヘリコプター臨時離着陸場	- 27 -
14	緊急輸送路図	- 28 -
15	指定緊急避難場所・指定避難所	- 29 -
16	避難実施基準等	- 31 -
17	避難経路フロー図	- 32 -
18	避難施設・場所及び避難経路図	- 33 -
19	洪水ハザードマップ	- 34 -
20	湯川村業種別事業者一覧	- 36 -
21	避難所設置及び収容状況	- 38 -
22	避難所収容者名簿	- 38 -
23	避難所収容台帳	- 38 -
24	避難所用物品受払簿	- 39 -
25	避難所開設用施設及び器物借用簿	- 39 -
26	飲料水供給記録簿	- 39 -
27	応急仮設住宅入居該当者調	- 39 -
28	応急仮設住宅入居該当対象者選定調書	- 40 -
29	応急仮設住宅入居者台帳	- 40 -
30	住宅応急修理記録簿	- 40 -
31	住宅の応急修理該当者調	- 41 -
32	近隣市町村医療機関一覧	- 41 -
33	近隣市町村医薬品販売店一覧	- 41 -
34	救護班の編成	- 42 -
35	救護班編成及び活動記録簿	- 42 -
36	救護活動記録簿	- 42 -
37	医薬品衛生材料受払簿	- 42 -
38	医薬品班出動編成表	- 43 -
39	救護班診療記録	- 43 -
40	救護班医薬品衛生材料使用簿	- 43 -
41	医薬品衛生材料等引継書	- 43 -

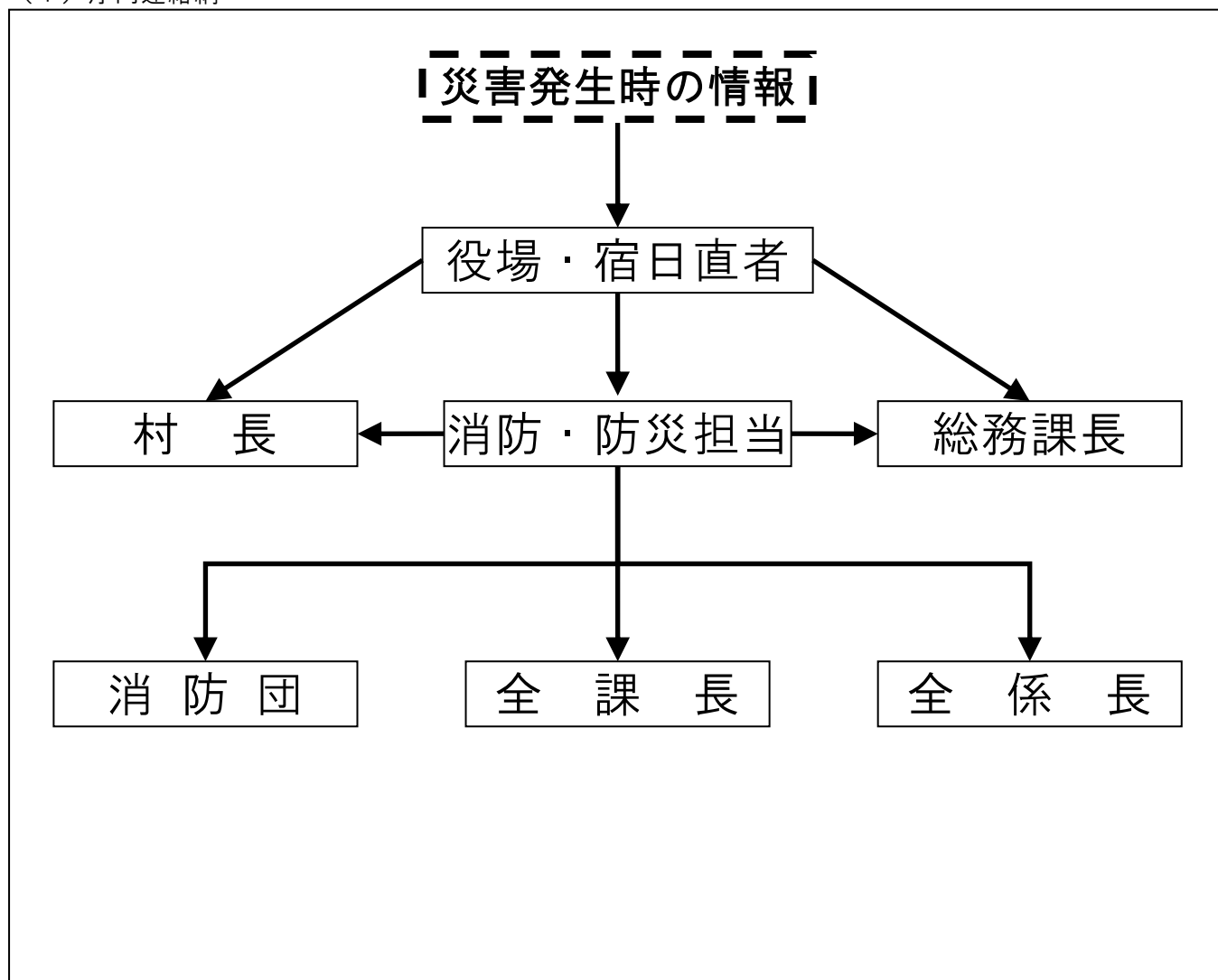
42	医院、診療所医療実施状況	- 44 -
43	助産台帳	- 44 -
44	障害物除去該当者調	- 44 -
45	障害物除去該当者選考調書	- 44 -
46	障害物除去の実施状況記録簿	- 45 -
47	死体捜索状況記録簿	- 45 -
48	死体処理台帳	- 45 -
49	埋葬台帳	- 45 -
50	被災使用教科書等調 全失分・半失分	- 46 -
51	被災教科書一覧表	- 46 -
52	学用品交付簿	- 46 -
53	災害防疫調査指導票	- 47 -
54	感染症予防申請書	- 47 -
55	災害防疫業務完了報告書	- 48 -
56	関係条例・規程等	- 49 -
57	湯川村水防実施要領	- 53 -

1 河川

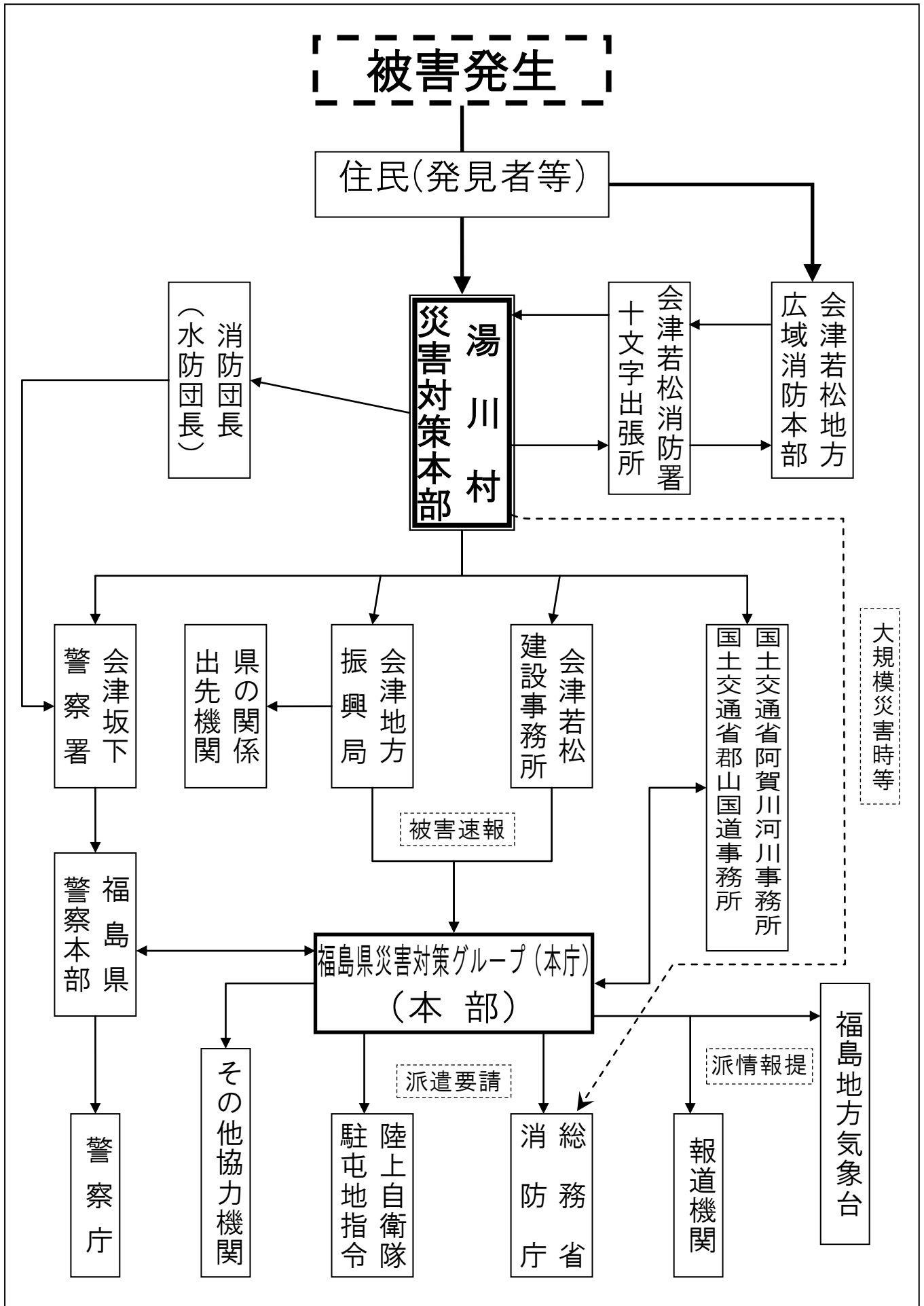
名称	管内流域距離 (km)	管理区分	備考
あががわ 阿賀川	3.8	国土交通省	
にっばしかわ 日橋川	3.1	国土交通省	
せせなぎ がわ 湊川	2.5	福島県	
きゅうゆがわ 旧湯川	2.0	福島県	

2 災害発生時の連絡体制

(1) 庁内連絡網



(2) 外部関係機関連絡網



3 注意報・警報・特別警報等の発表基準と構成

(1) 注意報

種 類	内 容
ア 風雪注意報	平均風速が12m/s以上で、雪を伴い被害が予想される場合。
イ 強風 //	平均風速が12m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合。
ウ 大雨 //	大雨によって被害が予想される場合。 3時間雨量 50mm以上 土壌雨量指数基準86
エ 洪水 //	洪水によって被害が予想される場合。 3時間雨量 50mm以上
エ 大雪 //	大雪によって被害が予想される場合。 12時間降雪の深さ 20cm以上
オ 濃霧 //	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視界が陸上で100m以下
カ 雷 //	落雷等により被害が予想される場合。
キ 乾燥 //	空気が乾燥し火災の危険性が大きいと予想される場合。 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下
ク なだれ //	なだれが発生し、被害があると予想される場合。 ・24時間降雪の深さが40cm以上 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
ケ 着(氷)雪 //	着(氷)雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合。
コ 霜 //	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜+、晩霜期に概ね最低気温2℃以下 注：+は農作物の成育を考慮し実施する。
サ 低温 //	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 (夏期) 最高、最低又は平均気温が平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く。 (冬期) 最低気温 〔会津の平地〕-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続く。
シ 地面現象 //	山崩れ、地滑り等によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含まれて発表される。
ス 浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合、他の気象注報報に含めて発表される。
セ 融雪 //	融雪によって被害が予想される場合。
ソ 高潮 //	高潮によって海岸付近の近い土地に浸水すること等により被害が予想される場合。 小名浜の潮位が東京湾平均海面(TP)上0.9m以上。
タ 波浪 //	風浪、うねり等によって被害があると予想される場合。有義波高3m以上。

(2) 警 報

種 類	内 容
ア 暴風警報	平均風速が18m/sを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
イ 暴風雪 "	平均風速が18m/sを超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
ウ 大雨 "	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 3時間雨量 80mm以上
エ 洪水 "	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 3時間雨量 80mm以上
オ 大雪 "	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ40cm以上
カ 地面現象 "	山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含まれて発表される。
キ 浸水 "	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含めて発表される。
ク 高潮 "	高潮によって海岸付近の近い土地に浸水すること等により重大な被害が起こる恐れがあると予想される場合。 小名浜の潮位が東京湾平均海面(TP)上1.4m以上。
ケ 波浪 "	風浪、うねり等によって重大な被害が起こる恐れがあると予想される場合。有義波高3m以上。

(3) 特別警報

種 類	内 容
ア 大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
イ 暴風 "	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
ウ 暴風雪 "	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
エ 大雪 "	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(4) 指定河川洪水予報

ア 氾濫注意報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位上昇のおそれがあるとき発表する。

イ 氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。

ウ 氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき発表する。

エ 氾濫発生情報(洪水警報)は、洪水予報区間内で氾濫が発生したとき発表する。

オ 基準地点と基準水位

・阿賀川 ※特別警戒水位＝国指定河川で定められる「住民の避難の目安」となる水位

観測所名	地 先 名	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
馬 越	大沼郡会津美里町馬越	3.40	3.90	5.00	6.60	8.60
宮 古	河沼郡会津坂下町大字宮古	1.50	2.00	4.00	5.19	5.19
山 科	喜多方市慶徳町大字山科	1.80	2.70	6.30	7.70	7.83
南大橋(日橋川)	喜多方市塩川町沼尻	2.60	3.20	3.50	4.60	5.37

・量水標

河川名	量水標の名称	量水標の位置	通水水位	警戒水位	管理者名
阿賀川	宮古水位観測所	会津坂下町大字宮古字台畑	1.50	2.00	阿賀川河川事務所
日橋川	南大橋水位警報	喜多方市塩川町字沼尻	2.60	3.20	阿賀川河川事務所
湊 川	湊川雨量水位	河沼郡湯川村大字笈川字王畑	1.80	2.90	会津若松建設事務所

4 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な者	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いのある者	
	負傷者	重傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込の者
		軽傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満の治療で治ゆできる見込みの者
住宅被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊、全焼 又は流失1	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊、又は 半焼111	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。	
	床上浸水	浸水が住家の床より上に浸水したもの及び半壊には該当しないが土砂、竹木等の推積により、一時的に居住することができない。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
		文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道他路のうち橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するため河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	

分類	用語	被害程度の認定基準
その他	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	船舶被害	る、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの
被害金額	通信被害	電信、電話が災害によって故障し、通信不能になった回線をいう。
	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	被災者	被災世帯の構成員をいう。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第9公共土木施設7号）による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。 例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

5 被害状況報告書

様式 1 (被害状況報告様式) 被害状況報告書 (一般被害状況)											
災害の種類											
災害の発生場所		郡		村							
災害発生年月日		年		月		日		時			
報告の時限		日		時現在		受信時刻		時 分			
発信者						受信者					
発信担当者						受信担当者					
ア	被 災 者 の 数	戸数(棟)		人		セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ ノ ハ	被 破 損 部 破 損 上 浸 水 床 下 浸 水	戸数		戸(棟)	
イ		世帯数		人				世帯数		世帯	
ウ	総数	人員		人				人員		人	
エ	人 的 被 害	死者		人				戸数		戸(棟)	
オ		行方不明		人				世帯数		世帯	
カ	被 害 者	負重傷		人				人員		人	
キ		傷軽傷		人				戸数		戸(棟)	
ク	住 家	全壊		戸(棟)		戸(棟)		世帯数		世帯	
ケ		世帯数		世帯				人員		人	
コ	半 壊	焼		人		又		非住家		全壊	
サ		人員		人		ネ		被害		半壊	
シ	家 焼	戸数		戸(棟)		ノ		被害		総額	
ス		世帯数		世帯		ハ		消防団		出動人員	
ス	焼	人員		人				人員		人	
応急措置状況・その他											

様式 2				
被 害 状 況 報 告 書				
(公衆衛生関係)				
災害の種類				
災害の発生場所		郡 村		
災害発生年月日		年 月 日 時		
報告の時限		日 時現在	受信時刻	時 分
発 信 者		受 信 者		
発 信 担 当 者		受信担当者		
ア	被 害 戸 数	全 壊	戸	
イ		半 壊	戸	
ウ		床 上 浸 水	戸	
エ		床 下 浸 水	戸	
オ	被 災 人 口	人		
カ	赤 痢 患 者 発 生 数	真 性	人	
キ		疑 似	人	
ク		保 菌	人	
ケ		死 者	人	
区 分		単 位	数 量	被 害 額
コ	公 衆 衛 生 施 設	上 水 道		
サ		簡 易 水 道		
シ		し尿浄化槽		
ス		じん芥処理場		
セ		隔 離 病 舎		
ソ		下 水 道		
タ		農 業 集 落 排 水		
チ		斎 苑		
応急措置状況・その他				

様式 3 被 害 状 況 報 告 書 (農林水産関係)									
災害の種類									
災害の発生場所		郡 村							
災害発生年月日		年 月 日 時							
報告の時限		日 時現在			受信時刻		時 分		
発 信 者					受 信 者				
発信担当者					受信担当者				
区 分		件 数		数 量		被 害 額 (千円)			
ア	農 地	田	流失埋没						
イ			冠 水						
ウ		畑	流失埋没						
エ			冠 水						
オ		再 掲	果 樹 園						
カ			桑 園						
キ									
ク		小 計							
区 分		流失土砂	土砂流入	冠 水	浸 水	その他	計(ha)	被害額(千円)	
ケ	農 地	主要食糧農作物							
コ		疏 菜 類							
サ		果 樹							
シ		葉 タ バ コ							
ス									
セ									
ソ		小 計							
区 分		件 数		数 量		被 害 額 (千円)			
タ	家 畜								
チ									
ツ	水 産 関 係	漁 船							
テ		漁 具							
ト									
ナ									
ニ									
ヌ									
ネ									

ノ	林業関係				
ハ					
ヒ					
フ					
ヘ					
ホ	治山関係				
マ					
ミ					
ム					
メ					
モ	農業用施設関係				
ヤ					
イ					
ユ					
エ					
ヨ					
ラ					
リ					
ル					
レ					
応急措置状況・その他					

様式 4			
被害状況報告書			
(商工関係)			
災害の種類			
災害の発生場所		郡 村	
災害発生年月日			
報告の时限		日 時現在	受信時刻 時 分
発信者		受信者	
発信担当者		受信担当者	
区分		件数	被害額(千円)
ア	鉱業		
イ	工業		
ウ	商業		
エ			
オ	計		
応急措置状況・その他			

様式 5						
被 害 状 況 報 告 書						
(土 木 関 係)						
災 害 の 種 類						
災害の発生場所		郡 村				
災害発生年月日						
報 告 の 時 限		日	時現在	受信時刻	時	分
発 信 者				受信者		
発 信 担 当 者				受信担当者		
区 分	県 工 事		市 町 村 工 事		計	
	ヶ所	被 害 額	ヶ所	被 害 額	ヶ所	被 害 額
ア	河 川					
イ	海 岸					
ウ	砂 防					
エ	道 路					
オ	橋 梁					
カ	漁 港					
キ						
ク						
ケ	計					
応急措置状況・その他						

様式 6 被害状況報告書 (教育関係)				
災害の種類				
災害の発生場所		郡 村		
災害発生年月日		年 月 日 時	受信時刻	時 分
発 信 者				受信者
発 信 担 当 者				受信担当者
区 分		単 位	数 量	被 害 額 (千円)
ア	高 等 学 校			
イ	中 学 校			
ウ	小 学 校			
エ	幼 稚 園			
オ	小 計			
カ	社会教育施設			
キ	文 化 財			
ク				
ケ	合 計			
応急措置状況・その他				

様式 7 被害状況報告書 (その他)				
災害の種類				
災害の発生場所		郡 村		
災害発生年月日				
報告の時限		日	時現在	受信時刻
				時 分
発信者				受信者
発信担当者				受信担当者
区 分		単 位	数 量	被 害 額 (千円)
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
カ				
キ				
ク				
ケ				
応急措置状況・その他				

6 職員の非常配備基準（配備要員数）

(1) 災害対策本部設置前

指揮者：総務課長

配備職員：総務課、産業建設課の職員の10%

種別	配備内容	配備時期
事前配備	情報連絡のため、総務課、産業建設課の人員をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、気象注意報（大雨、洪水、大雪注意報等）が1以上発令され、なお警報の発令が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 2 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。

指揮者：総務課長

配備職員：関係課等の職員の20%

種別	配備内容	配備時期
警戒配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1 大雨、台風、降雪期において、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報の各警報が1以上発令されたとき。 2 震度4の地震により人的被害及び住宅被害が発生したとき。 3 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。

指揮者：総務課長

配備職員：関係課等の職員の50%

種別	配備内容	配備時期
特別警戒配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて第1非常配備に移行できる体制とする。	1 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき。 2 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 3 その他必要により総務課長が当該配備を指令したとき。

(2) 災害対策本部設置後

指揮者：村長

配備職員：全所属課の職員数の50%

種別	配備内容	配備時期
第1非常配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、突発的災害に対し応急措置をとり救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズにできる体制をとり、速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。	1 村域に局地的災害が発生し、さらに、複数地域で災害が予想されるとき。 2 震度5弱以上の地震が発生し、甚大な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

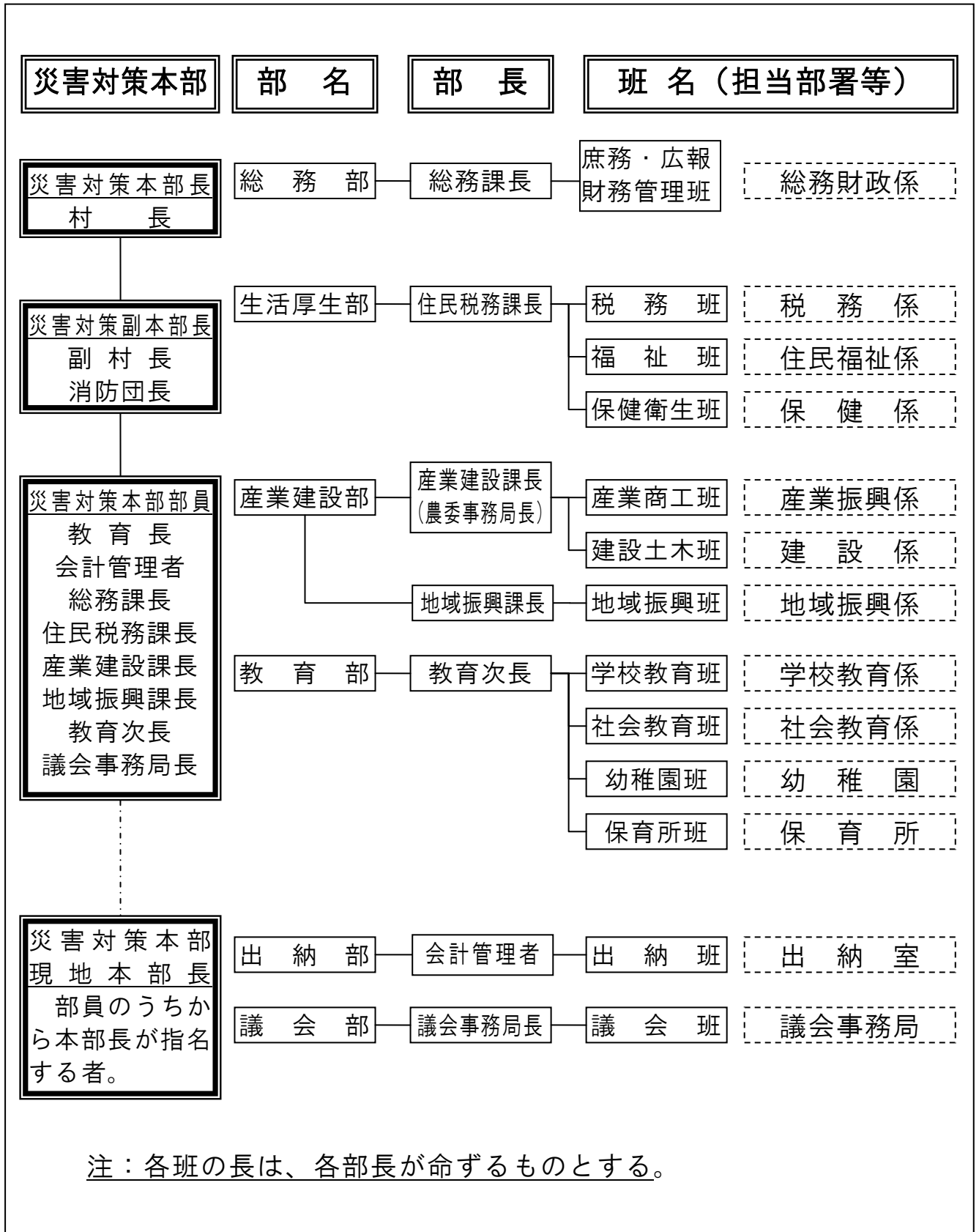
指揮者：村長

配備職員：全所属課の職員数の100%

種別	配備内容	配備時期
第2非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、複数地区について救助活動を行い。また、その他村内全域に被害が拡大するのを防止できる体制とする。	1 村内の全域にわたって、災害が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

7 災害対策本部の組織及び事務分掌

(ア) 組織図



(イ) 各部班の事務分掌

部名	班名	事務分掌
総務部	庶務・広報・財務管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議との連絡調整に関する事。 2 災害対策本部員会議の庶務に関する事。 3 総合的災害対策の樹立と各部との連絡調整に関する事。 4 本部長の命令の伝達に関する事。 5 消防機関との連絡に関する事。 6 災害救助法の適用に関する全般的な具体策の樹立及びその実施に関する事。 7 災害救助基金の運用に関する事。 8 職員の非常召集に関する事。 9 災害時における職員の動員及び調整に関する事。 10 気象情報の接受及び通報に関する事。 11 部内の他の班に属しない所掌事項。 12 水防活動に関する事。 13 各班の対応状況等の記録に関する事。 14 災害情報の収集連絡に関する事。 15 県及び国等に対する要望等の資料作成に関する事。 16 部内各班との連絡調整に関する事。 17 県及び国等に関する要望等の資料作成に関する事。 18 県又は他市町村に対する職員の派遣及び派遣の斡旋に関する事。 19 自衛隊の要請等に関する事。 20 自動車等の配車に関する事。 21 防災会議関係機関との連絡調整に関する事。 22 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、その他の広報活動に関する事。 23 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事。 24 被害地区における消費者保護対策に関する事。 25 本部長の命ずる応急対策に関する事。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策費の予算措置に関する事。 2 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関する事。 3 応急復旧資金の斡旋等に関する事。 4 廃道敷、廃河川敷の管理対策に関する事。 5 村庁舎、附属施設等の被害の調査並びにその他応急復旧に関する事。 6 本部長の命ずる応急対策に関する事。

部名	班名	事務分掌
生活厚生部	税務班	1 被災者に対する公的徴収金の減免等に関する事 2 被害状況に基づく各種申告等の期限の延長公示に関する事 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	保健衛生班	1 医療、助産及び防疫、清掃に関する事。 2 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。 3 死体の処理及び埋葬に関する事。 4 その他衛生全般に関する事。 5 被災地区における応急救護に関する事。 6 医療機関の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 7 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。 8 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	福祉班	1 災害救助に関する事。 (1) 被災者の避難及び収容所の設置に関する事。 (2) 炊き出し及び食料品の給与に関する事。 (3) 被服、寝具類、その他生活必需品の調達に関する事。 (4) 被災者の生活相談、援護に関する事。 2 被災者に対する援護対策に関する事。 3 災害義援品金・ボランティアの受付等に関する事。 4 被災者に対する生活福祉資金等に関する事。 5 社会福祉関係施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 6 被災地区における児童及び母子世帯等の援護対策に関する事。 7 被災地区における老人世帯の援護対策に関する事。 8 老人福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 9 被災地区における心身障がい者（児）世帯の援護対策に関する事。 10 心身障がい者（児）福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関する事。 11 要配慮者の把握及び避難状況の確認に関する事。 12 福祉避難所の設置に関する事。 13 本部長の命ずる応急対策に関する事。

部名	班名	事務分掌	
産業建設部	建設土木班	1 道路、橋りょう等の被害の調査及びその応急復旧に関する こと。 2 その他土木全般に関すること。 3 建設事務所等からの公共土木施設被害情報の収集に関する こと。 4 河川の被害の調査並びにその応急復旧に関すること。 5 交通不能箇所等の調査及び通行路線の決定に関すること。 6 都市施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 7 村営住宅等の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 8 仮設住宅の建築に関すること。 9 住宅改良資金の斡旋に関すること。 10 災害応急住宅等の建設に要する資材の調達及び斡旋に関す ること。 11 被災建築物応急危険度判定の実施本部設置に関すること。 12 下水道の被害調査及びその対策に関すること。 13 被災地における飲料水の供給に関すること。 14 下水道施設等の応急復旧に関すること。 15 本部長の命ずる応急対策に関すること。	
		地域 振興 班	1 空家の斡旋に関すること。 2 建設土木班の補助に関すること。 3 本部長の命ずる応急対策に関すること。

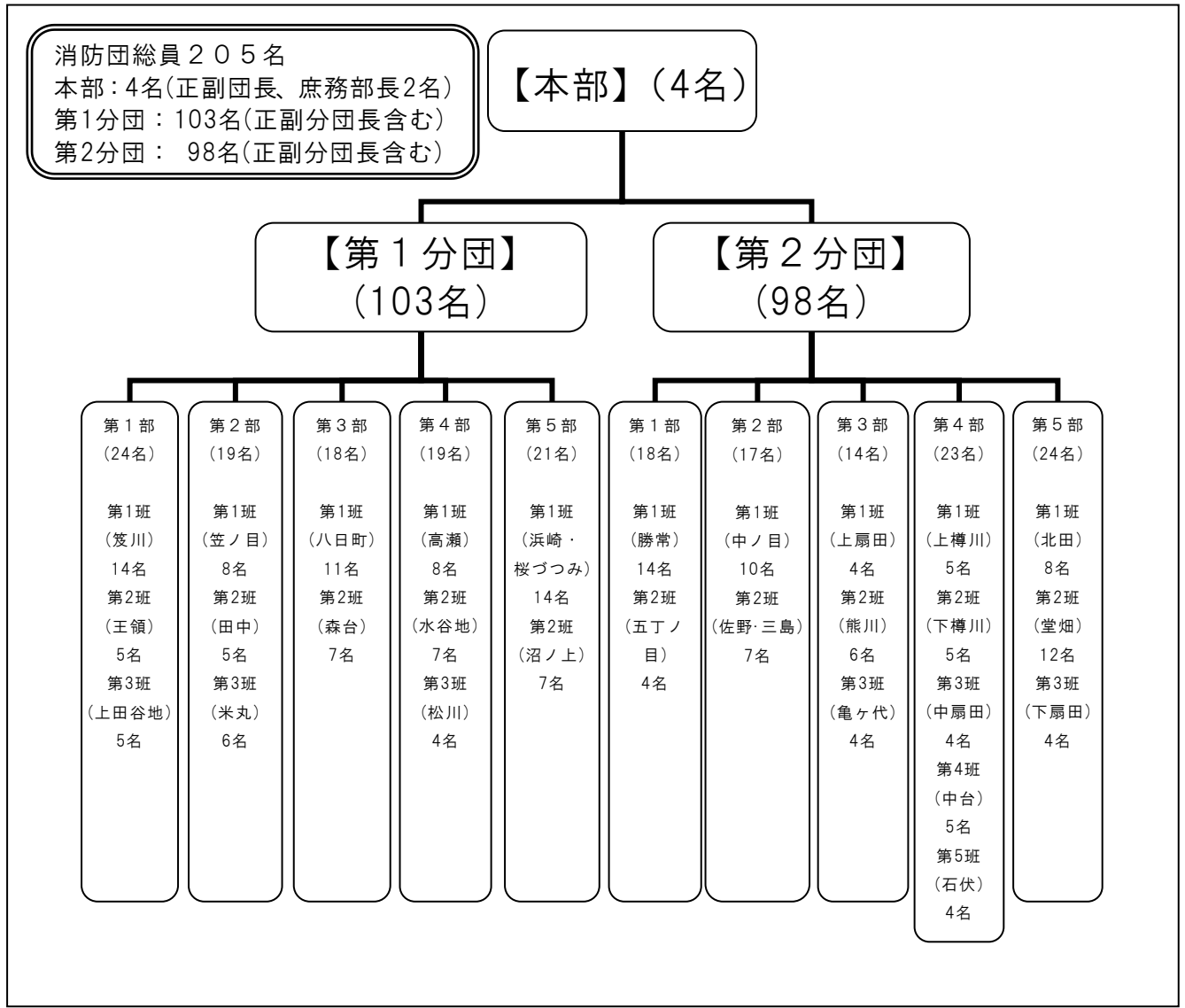
部名	班名	事務分掌
産業建設部	産業商業商工業班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の被害調査並びに応急対策に関する事。 2 農薬、肥料の確保、配分に関する事。 3 応急用米穀、そ菜及び調味料の調達、斡旋に関する事。 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達斡旋に関する事。 5 農業・畜産関係の補助と融資起債等に関する事。 6 その他農業全般に関する事。 7 農地及び農業用施設の被害調査及びその応急対策に関する事。 8 農業気象に関する事。 9 被災農業者に対する農林金融に関する事。 10 主食の配給の特別措置。 11 農産物の防虫及び駆除に関する事。 12 農業水利の確保に関する事。 13 災害時における木材及び薪炭の調達並びに斡旋に関する事。 14 本部長の命ずる応急対策に関する事 15 商工業関係の被害調査に関する事。 16 被害時における労働力確保に関する事。 17 応急対策のための食糧品類（かん詰、漬物等）毛布、衣料品等その他生活必需品及び資材等の調達に関する事。 18 その他商工業全般に関する事。 19 物価対策の連絡調整に関する事。 20 金属製品等の調達に関する事。 21 被災時における高圧ガス及び火薬類の取締りに関する事。 22 被害労働者の福祉に関する事。 23 本部長の命ずる応急対策に関する事。

部名	班名	事務分掌
教育部	学校教育班	1 学校施設の被害の調査及び応急対策に関すること。 2 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 3 被災した児童及び生徒に対する学用品の調達及び斡旋等に関すること。 4 被災した児童及び生徒の保健管理に関すること。 5 学童の避難に関すること。 6 被災地の養護教育の確保及び教職員の動員に関すること。 7 体育施設の被害の調査に関すること。 8 被災地の教育関係職員の福利厚生に関すること。 9 被災児童、生徒に対する学校給食に関すること。 10 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	社会教育班	1 公民館等の被害の調査に関すること。 2 その他社会教育施設の応急復旧対策に関すること。 3 文化財等の被害の調査に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	幼稚園班	1 幼児教育施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	保育所班	1 児童福祉施設等の被害の調査及びその応急復旧に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
出納部	出納班	1 災害救助基金の出納に関すること。 2 災害応急対策に要する経費の経理に関すること。 3 その他経理全般に関すること。 4 本部長の命ずる応急対策に関すること。
議会部	議会班	1 村議会議員との連絡に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。

備考 事務分掌によるもののほか、事務に余裕のある部又は班は、必要に応じ他部又は他班の行う事務について応援するものとする。

8 消防団の組織及び分担業務

(ア) 組織 (平成26年4月1日現在)



(イ) 災害時における分担業務

(1) 情報収集活動

管内の災害情報の収集、住民に対する広報活動

(2) 出火防止

地震発生により、火災等の災害発生が予想された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

(3) 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

(4) 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自ら積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(消防団を4班に区分し、救出班を第1班から第4班に編成する。笈川北部班：1-4～5部、笈川南部班：1-1～3部、勝常北部班：2-4～5部、勝常南部班：2-1～3部)

死亡者がある場合の死体の搜索・遺体の処理等。

(5) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡を取りながら、住民を安全に避難誘導する。特に災害時要援護者に対しては特段の配慮をするものとする

9 消防機材及び消防水利

(ア) 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ（積載車）一覧（平成26年4月1日現在）

No	分団名	部	班	班名	メーカー	型式・級別	馬力 (PS)	導 入 年月日	備 考(車両等)
1	第 1 分 団	1	1	笈川	三菱	KC-FG538C 改		H8.10.22	ポンプ車:三菱キャンター 4600 cc ディーゼル
2		1	2	王領	トーハツ	V55A・B-3	40	H4.11.15	
3		1	3	上田谷地	トーハツ	V55B・B-3	40	H10.10.26	
4		2	1	笠ノ目	トーハツ	V55A・B-3	40	H3.11.3	
5		2	2	田中	トーハツ	VF53AS・B-3	30	H20.12.23	セル、自動給水装置
6		2	3	米丸	ラビット	P407・B-3	34	S59.7.1	
7		3	1	八日町	トーハツ	V55A・B-3	40	H3.11.3	
8		3	2	森台	シバウラ	FF-35・B-3	40	H5.12.19	
9		4	1	高瀬	トーハツ	V55A・B-3	40	S63.8.31	積載車:トヨタエース 2800 ディーゼル(H11.1.20 登録)
10		4	2	水谷地	シバウラ	FF-35・B-3	40	H5.12.19	
11		4	3	松川	トーハツ	V55B・B-3	40	H10.10.26	
12		5	1	浜崎	シバウラ	TF-35MES・B-3	40	H7.11.7	積載車:日産アトラス 2700 ディーゼル(H4.2.2 登録)
13		5	2	沼ノ上	トーハツ	V38B・B-3	33	S60.6.30	
14	第 2 分 団	1	1	勝常	トヨタ	SKG-XZU685		H24.12.2	ポンプ車:トヨタダイナ 4000 cc ガソリン
15		1	2	五丁ノ目	トーハツ	VC52BS・B-3	46	H18.3.24	
16		2	1	中ノ目	シバウラ	TF-30SES・B-3	34	S61.6.29	
17		2	2	佐野・三島	シバウラ	TF-35・B-3	40	H2.10.25	
18		3	1	熊川	トーハツ	V55A・B-3	36	H1.8.12	積載車:トヨタエース 2800 ディーゼル(H9.12.11 登録)
19		3	2	上扇田	ラビット	Fi6000・B-3	52	H20.3.20	セル
20		3	3	亀ヶ代	シバウラ	TF640S・B-3	40	H9.10.26	
21		4	1	上樽川	トーハツ	VF53AS・B-3	30	H22.3.24	セル、自動給水機能
22		4	2	下樽川	トーハツ	V55A・B-3	36	H6.9.10	
23		4	3	中扇田	トーハツ	V5501	40	H8.11.9	
24		4	4	中台	トーハツ	V5501	40	H8.11.9	
25		4	5	石伏	トーハツ	VC62BS・B-3	58	H18.10.27	
26		5	1	北田	トーハツ	V55A・B-3	36	S62.7.29	
27		5	2	堂畑	トーハツ	V55A・B-3	40	H6.9.10	積載車:トヨタエース 3000 ディーゼル(H13.10.24 登録)
28		5	3	下扇田	トーハツ	VF53AS・B-3	30	H25.3.25	セル、自動給水機能
29	役場			役場	トーハツ	V50DS・B-3	40	S61.8.26	積載車:日産アトラス 1600 ガソリン(S61.8.20 登録)

(イ) 消防水利一覧(平成27年3月1日現在)

地区	番号	行政区名等	地上式 消火栓	地下式 消火栓	防火水槽	プール	沼・池	備考
筧川地区 (第1分団)	1	役場周辺	5			1		プール(中学校)
	2	筧川	11			1		プール(筧川小)
	3	王領	2					
	4	筧ノ目	4		1			防火水槽 40 t (農済)
	5	田中	4					
	6	米丸	3					うち新村 1 基
	7	八日町	7					うちチェリタウン 1 基
	8	森台	6					うち新村 1 基
	9	上田谷地	5					
	10	沼ノ上	5					
	11	松川	2					
	12	高瀬	6					
	13	水谷地	7					
	14	浜崎	12			1		防火水槽 40 t
	15	桜づつみ	2					
	16	工業団地	3			2		防火水槽 40 t × 2
	17	美田園	1					
	小 計		85	0	4	2	0	
勝常地区 (第2分団)	1	勝常	14			1		プール(勝常小)
	2	五丁ノ目	3					うち兼子分 1 基
	3	佐野	8		1			防火水槽 40 t
	4	中ノ目	6	1				地下式 MMone 前
	5	熊川	6		2			防火水槽 40 t、36 t
	6	亀ヶ代	2					
	7	上扇田	2					
	8	上樽川	3					
	9	石伏	2					
	10	下樽川	3					
	11	中扇田	3					
	12	中台	7			1		防火水槽 40 t
	13	下扇田	3					
	14	北田	6			1		防火水槽 40 t
	15	堂畑	10			1		防火水槽 40 t
	16	三島	2			1		防火水槽 40 t
	17	道の駅あいづ 湯川・会津坂下	1					
	小 計		81	1	7	1	0	
合 計			166	1	11	3	0	

10 自主防災組織の組織と役割分担

(ア) 組織図

自主防災組織図

湯川村地震災害対策本部

自主防衛対策本部長
(防 災 部 長)
(区 長 会 長 等)

副本部長
(副会長等)

本 部 班
(区長会役員等)

各行政区長等

- ・ 情報収集伝達班
- ・ 消火班
- ・ 救出救護班
- ・ 避難誘導班
- ・ 給食給水班
- ・ 衛生班

(イ) 役割分担

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情報収集 伝達班	1 防災知識の普及に関する事 2 情報収集伝達訓練の計画実施に 関すること。 3 必要資機材の整備、点検に 関すること。	1 情報の収集、伝達に関する事 2 指導、命令等の伝達に関する 事。 3 組織内の連絡調整及び他の機 関との連絡に関する事。
消 火 班	1 地域の安全点検に関する事。 2 消火訓練の計画、実施に 関すること。 3 必要資機材の整備に関する 事。	1 出火防止と初期消火に 関すること。
救出救護班	1 地域の安全点検に関する事。 2 救出救護訓練の計画、 実施に関する事。 3 必要資機材(救助用具、 医薬品等)の整備点検に 関すること。	1 負傷者の救出及び搬送に 関すること。 2 負傷者の応急手当に 関すること。 3 仮設救護所の設置に 関すること。
避難誘導班	1 地域の安全点検に関する事。 2 避難路、避難場所の 設定に関する事。 3 必要資機材の整備点 検に関する事。	1 安全な避難誘導に 関すること。
給食給水班	1 井戸の状況把握に 関すること。 2 給食・給水訓練の 計画、実施に 関すること。 3 必要資機材の 整備点検に 関すること。	1 炊き出しに 関すること。 2 食糧、飲料水、 生活必需品等の 配分に関する 事。 3 ろ水機の 運用に 関すること。
衛 生 班	1 衛生処理訓練の 計画、実施に 関すること。 2 必要資機材の 整備点検に 関すること。	1 仮設トイレに 関すること。 2 ゴミ処理及び 消毒に 関すること。

11 救出車両、舟艇、その他機械器具調達先報告書

品名	数量	所有借上の別	調達先			機械器具等	輸送方法	備考
			名称(責任者)	所在地	電話			

12 緊急輸送路

(ア) 第1次確保路線

種別	路線名	区間
一般国道	49号(県指定1次路線) 121号(県指定1次路線)	会津若松市境～会津坂下町境 会津若松市(旧河東町)境～喜多方市(旧塩川町)境
主要地方道	会津坂下河東線 (県指定2次路線)	国道49号線～会津若松市(旧河東町)境
一般県道	浜崎高野会津若松線 (県指定2次路線) 熊ノ目浜崎線 会津坂下塩川線	会津若松市境～喜多方市(旧塩川町)境 会津坂下河東線～浜崎高野会津若松線 会津坂下町境～喜多方市(旧塩川町)境
村道	浜崎高瀬笈川線 笈川・堂畑西線 勝常・王領線 亀ヶ代中ノ目線	浜崎高野会津若松線(浜崎)～浜崎高野会津若松線(笈川) 浜崎高野会津若松線～会津坂下塩川線 熊ノ目浜崎線～会津若松市(旧河東町)境 会津坂下河東線～国道49号線

(イ) 第2次確保路線(この路線の他、逐次指定)

種別	路線名	区間
村道	長瀬中線 長瀬南線	湯川駐在所前～湯川村デイサービスセンター前 湯川村役場前～JA会津みどり湯川総合支店前

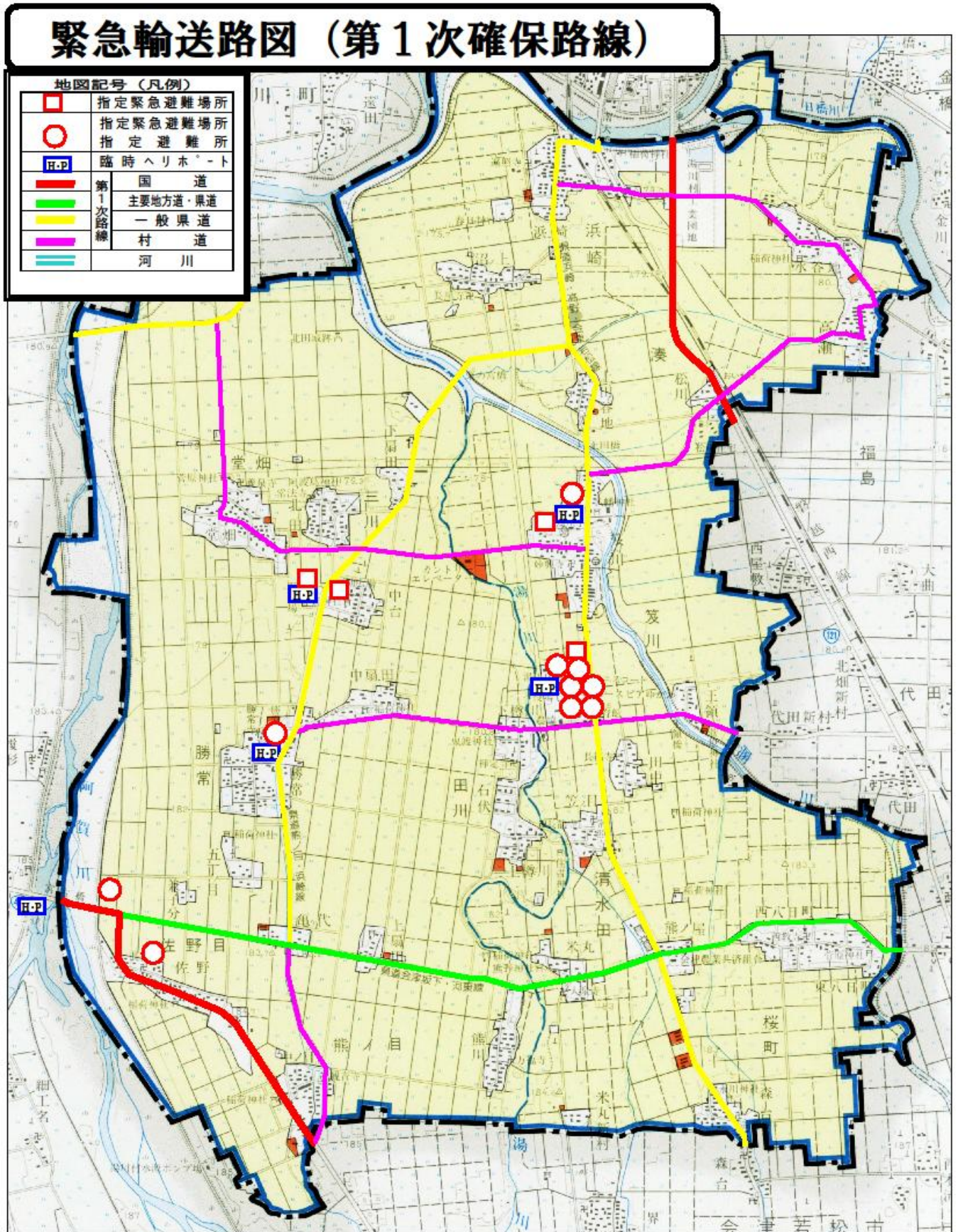
(ウ) 第3次確保路線(今後、逐次指定)

種別	路線名	区間
村道		

13 ヘリコプター臨時離着陸場

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	湯川中学校グラウンド	大字笈川字殿田37番地	学校長	学校	27-2842
2	笈川小学校グラウンド	大字笈川字館24番地	学校長	学校	27-3266
3	勝常小学校グラウンド	大字勝常字堂後827番地	学校長	学校	27-4158
4	湯川村営野球場	大字三川字的場50番地	教育長	公民館	27-4107
5	阿賀川防災ステーションヘリポート	会津坂下町大字宮古字下川原118番地	阿賀川河川事務所長	管理課	26-6873

14 緊急輸送路図



15 指定緊急避難場所・指定避難所

(ア) 指定緊急避難場所

避難施設・場所	所在地	避難区分 (地区名)	収容可能人員等(人)
①湯川中学校 ※	湯川村大字笈川 字殿田37番地	笈川・清水田・浜崎地区 (校庭については、 村全地区)	1,827人(舎:1,218人、体:609人) ※校庭:6,551人
②笈川小学校 ※	湯川村大字笈川 字館24番地	湊地区 (校庭については、 笈川全地区)	1,198人(舎: 880人、体:318人) ※校庭:3,314人
③勝常小学校 ※	湯川村大字勝常 字堂後827番地	勝常・佐野目地区 (校庭については、 勝常全地区)	1,284人(舎: 925人、体:359人) ※校庭:3,420人
④湯川村体育館	湯川村大字清水田 字川入3番地	熊ノ目・田川地区	988人(1階:767人、2階:221人)
⑤湯川村公民館	湯川村大字 清水田字長瀬17番地	三川・堂畑地区	428人
⑥ユースピアゆがわ	湯川村大字 清水田字川入1番地	桜町地区	463人(調理施設あり)
⑦湯川村高齢者コミュニケーションセンター	湯川村大字 清水田字川入8番地	その他	184人(調理施設あり)
⑧湯川村保健センター	湯川村大字清水田 字川入9番地	その他	183人(調理施設あり)
⑨湯川村運動広場	湯川村大字三川 字中台141番地	(田川・三川・堂畑地区)	1,065人(一時避難、野営)
⑩湯川村中央運動広場	湯川村大字 笈川字殿田7番地	(笈川・清水田地区)	776人(一時避難、野営)
⑪湯川村笈川運動広場 (笈川農村公園)	湯川村大字笈川 字館238番地	(桜町・湊・浜崎地区)	1,364人(一時避難、野営)
⑫湯川村営野球場 ※	湯川村大字三川 字的場50番地	(村全地区)	5,270人(ほか駐車場847㎡あり) (一時避難必要時のみ) ※通常時は臨時ヘリポートとして使用
⑬道の駅 あいづ 湯川・会津坂下	湯川村大字佐野目字 五丁ノ目78番地1	(佐野目地区) ※1	7,598人

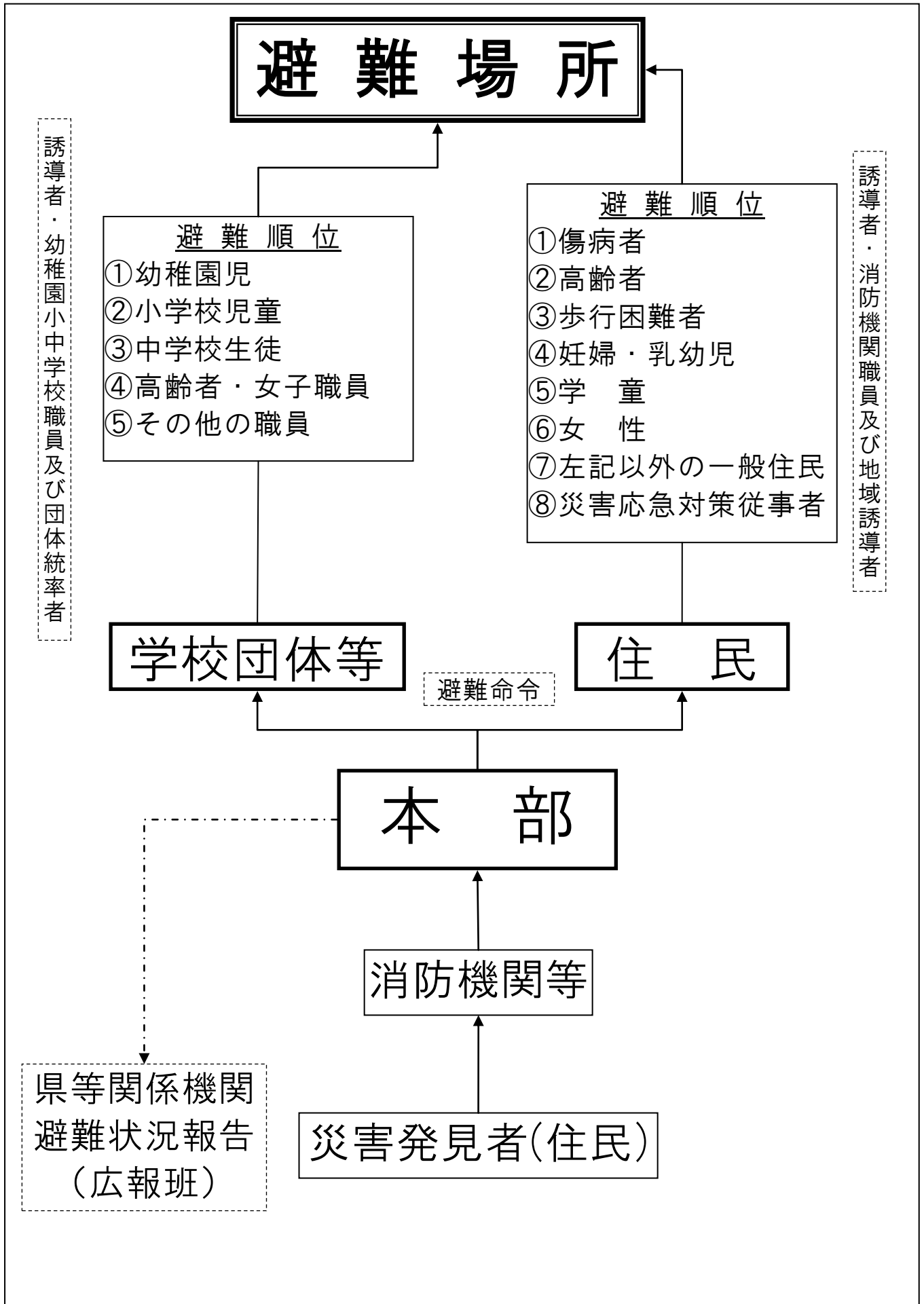
避難施設・場所	所在地	避難区分 (地区名)	収容可能人員等(人)
①湯川中学校 ※	湯川村大字笈川 字殿田37番地	笈川・清水田・浜崎地区 (校庭については、 村全地区)	1,827人(舎:1,218人、体:609人)
②笈川小学校 ※	湯川村大字笈川 字館24番地	湊地区 (校庭については、 笈川全地区)	1,198人(舎: 880人、体:318人)
③勝常小学校 ※	湯川村大字勝常 字堂後827番地	勝常・佐野目地区 (校庭については、 勝常全地区)	1,284人(舎: 925人、体:359人)
④湯川村体育館	湯川村大字清水田 字川入3番地	熊ノ目・田川地区	988人(1階:767人、2階:221人)
⑤湯川村公民館	湯川村大字 清水田字長瀬17番地	三川・堂畑地区	428人
⑥ユースピアゆがわ	湯川村大字 清水田字川入1番地	桜町地区	463人(調理施設あり)
⑦湯川村高齢者コミュニケーションセンター	湯川村大字 清水田字川入8番地	その他※	184人(調理施設あり)
⑧湯川村保健センター	湯川村大字清水田 字川入9番地	その他※	183人(調理施設あり)
⑨道の駅 あいづ 湯川・会津坂下	湯川村大字佐野目字 五丁ノ目78番地1	(佐野目地区) ※1	交流促進施設 73人(調理施設あり)
⑩特別養護老人ホーム いちちょうの木	湯川村大字佐野目字 佐野北43番地	福祉避難所※2	

- 収容人員は2㎡/人で計算した。
- 小中学校の収容可能人員については、舎=校舎、体=体育館の収容合計値である。
- 水害時における避難場所及び収容人員については、「湯川村水防実施要領」において別に定める。
- ※印箇所(各学校校庭、村営野球場)においては、一時避難が必要な場合に限り使用し、その後(通常時)は臨時ヘリポートに使用するものとする。
- ※1 道の駅あいづ 湯川・会津坂下については、災害時に施設を利用していたもの及び付近を通行していた村外の住民を含む。
- ※2 特別養護老人ホームいちちょうの木については、災害時において、要配慮者の避難施設となる福祉避難所として使用するものとする。

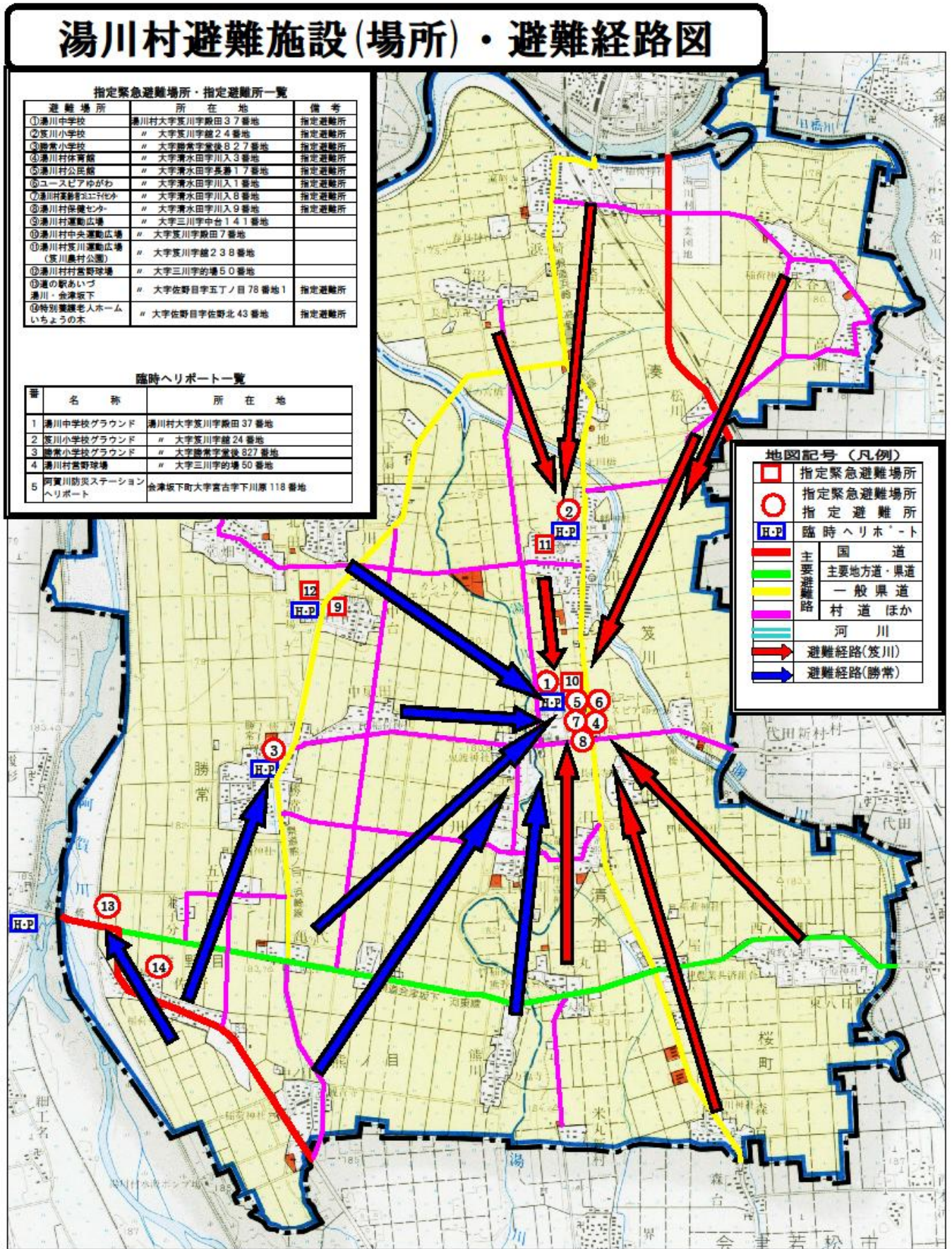
16 避難実施基準等

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
供情避難の準備	村長 (災害対策基本法第60条)	一般住民に対する避難準備、要援護者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
の避難勧告	村長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告 立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
指示等の	村長 (災害対策基本法第60条)	立退き 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き 立退き先の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水によるはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き 立退き先の指示	村長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 村長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告 避難等の措置	重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告 避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

17 避難経路フロー図



18 避難施設・場所及び避難経路図



20 湯川村業種別事業者一覧

(ア) 建設・工事業者

番号	事業所名	所在地
1	中央建設株式会社	佐野目字館ノ内甲44番地
2	(有)田部塗装店	湊字村中甲134番地
3	(有)兼子建設	笈川字館107番地
4	有限会社エレクトリックプラン	佐野目字三島467番地7
5	大竹建築	浜崎字湊町50番地
6	真壁建築	湊字村中甲134番地
7	(有)マルシン設備	桜町字中町甲1297番地
8	佐藤サッシ	桜町字薄清水乙779番地
9	小林住設	勝常字代舞1751番地
10	渡部工業	堂畑字上米田甲142番地
11	津村塗装	田川字中扇田甲325番地
12	渡部塗装	桜町字竹ノ内丙382番地の2
13	中島設計	三川字二城乙8番地
14	星電気管理事務所	笈川字上本町甲22番地
15	(有)共和電気製作所	桜町字柳町150番地
16	アベル	桜町字中町240番地2
17	遠藤工業有限公司	浜崎字室町734番地2
18	折笠塗装	三川字二城乙32番地

(イ) 一般廃棄物処理業者

番号	事業所名	所在地
1	湯川クリーン	熊ノ目字居花1396番地
2	湯川清掃社	田川字宮ノ北丙28番地

(ウ) 自動車小売・整備業者

番号	事業所名	所在地
1	(有)佐野自動車工業	佐野目字宮ノ内甲16番地
2	ボディショップ古川	桜町字薄清水乙788番地
3	ミトメ自動車	桜町字中町242番地
4	有限会社オートリペア須田	佐野目字堀免甲7番地1
5	オートハウス エスクラス	浜崎字春日前75番地
6	大島板金	熊ノ目字南畑1470番地
7	株式会社鈴木商会	佐野目字館ノ内甲31番地1
8	株式会社K-ONE	湊字松前乙437番地

(エ) 小売業者

番号	事業所名	所在地
1	関東屋商店	浜崎字殿町845番地2
2	伊藤商店	勝常字地蔵免930番地
3	大竹商店	清水田字長瀬21番地2
4	吉田屋商店	笈川字館13番地
5	セブンイレブン会津湯川浜崎店	浜崎字水上1413番地2
6	ローソン湯川熊ノ目店	熊ノ目字宮東字730番地1
7	合資会社 扇屋酒店	勝常字地蔵免1850番地
8	田部正商店	佐野目字宮ノ内甲17番地
9	小沢食肉店	田川字作園乙43番地
10	菊地魚店	桜町字来光寺甲1056番地

11	丸昭商店	佐野目字五反田378番地2
12	有限会社大八木商店	熊ノ目字中ノ目東114番地3
13	有限会社リフレ会津	湊字奈良町丙21番地
14	会津みどり農業協同組合購買店舗	清水田字川入12番地
15	株式会社湯川会津坂下	佐野目字五丁ノ目78番地1
16	有限会社佐野園芸	佐野目字宮ノ内甲18番地
17	小川屋商店	笈川字上本町甲45番地

(オ) 米飯提供(炊き出し関係)業者

番号	事業所名	所在地
1	(株)メフォス湯川村デイサービス事業所	笈川字長瀬甲875番地6
2	中華そば おおつか	佐野目字館ノ内甲26番地1

(カ) 農業用資材・機械等販売業者

No.	事業所名	所在地
1	(株)キセキ東北会津中央営業所	清水田字村前375番地
2	(有)あいづサワノ	田川字一番割甲683番地
3	スズキ農機店	桜町字中町240番地
4	会津みどり農業協同組合購買店舗	清水田字川入12番地
5	株式会社南東北クボタ	浜崎字城東1600番地1

(キ) 製造・販売業者

No.	事業所名	所在地
1	(有)會豊堂	湊字奈良町丙7番地
2	土屋畳店	浜崎字北殿町1479
3	わたや佐藤	浜崎字水上1409番地6
4	株式会社エスピー工業	浜崎字東殿町1番地3
5	株式会社不二コントロールズ	浜崎字東殿町3番地1
6	有限会社日本美術産業	清水田字前田15番地
7	株式会社小野屋漆器店	清水田字前田15番地
8	有限会社中川たみ産業	熊ノ目字西畑1912番地1
9	日東ユメックス株式会社	浜崎字東殿町1623番地
10	(有)栗城ドリームファーム	湊字村中甲209番地
11	マルコウ醸造株式会社	浜崎字浜崎1番地7
12	山圧製作所	桜町字八日町60番地

(ク) 燃料等販売業者

No.	事業所名	所在地
1	会津みどり農業協同組合 ほっとタイム121給油所	浜崎字水上1410番地2

(ケ) その他業者

No.	事業所名	所在地
1	有賀治療院	桜町字明堂71番地
2	哲光	田川字作園乙52番地
3	ほぐし屋本舗	佐野目字三島467番地42
4	会津造園緑化有限会社	湊字奈良町丙17番地
5	山内造園	佐野目字三島467番地57
6	有限会社ジーエスケー	佐野目字三島467番地19
7	有限会社山方屋ネットワーク	桜町字中町244番地9
8	平野床屋	勝常字地蔵免866番地
9	吉武床屋	勝常字一ノ坪1866番地
10	会津みどり農業協同組合 湯川総合支店	清水田字川入12番地

11	株式会社タナカ三精	浜崎字東殿町1番地4
12	日本郵便局株式会社 湯川郵便局	笈川字上本町甲62番地
13	米沢リネンサプライ株式会社	浜崎字浜崎新田2636番地
14	ITトウルサービス株式会社	浜崎字城東1600番地10
15	佐藤株式会社	浜崎字東殿町1番地19
16	株式会社TURUSHO	浜崎字城東1569番地11
17	ホワイト急便 笠ノ目店	清水田字宮前乙484番地
18	ショウデン株式会社	熊ノ目字遠背戸1448番地1

21 避難所設置及び収容状況

避難所名	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備考
〇〇避難所	大字 字 番	既設建物	月 日から 月 日まで	人	日	人	〇〇公民館
〇〇避難所	大字 字 番	既設建物	月 日から 月 日まで	人	日	人	〇〇公民館
計							

22 避難所収容者名簿

住 所	世帯主	世帯人員	湯川村 避難所 避難所収容期間						計
			月日						

23 避難所収容台帳

責任者 認め印	月 日 収容人員	湯川村 避難所 物品使用状況		記 事	備 考
		品 名	数量		

24 避難所用物品受払簿

品名	単位 呼称				備考	
		年月日	摘要	受払		残
			〇〇商店	1 0	1 0	
			〇〇避難所	2	8	
			〇〇避難所	3	4	

25 避難所開設用施設及び器物借用簿

名称	品名(施設)	数量	期間	1日当借上費	金額	所有者(管理者)氏名

26 飲料水供給記録簿

供給 年月日	供給地区	供給 水量	対象 人員	給水用機械器具			金額	備考
				名称	数量	所有者(管理者)氏名		
		リットル	人				円	

(注) 1. 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入して差し支えない。

2. 給水用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に借入額を記入すること。

27 応急仮設住宅入居該当者調

番号	被帳 災番 台号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	摘要
					人員数	同上中稼 働力者		
							上、中、下 保護世帯	

28 応急仮設住宅入居該当対象者選定調書

(住宅の応急修理施行)

被災台帳 番 号											
地 区 名	行政区名	対象者	住所	氏名							
調 査 員 調査事項	資産状況	動 産 不動産	職 業								
	被災の概要	家庭の概要									
行 政 区 総代意見											
民生委員 意 見											
調 査 員 意 見											
要 施 行	有・無	調査員									

29 応急仮設住宅入居者台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族 数	所 在 地	構造 区分	面積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支 出額	備 考
		人					月 日	月 日	月 日		
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

30 住宅応急修理記録簿

住 所	世帯主	職 業 氏 名	家族数	修理箇所	概要	修理着工 年 月 日	修理完成 年 月 日	修理費	備 考

31 住宅の応急修理該当者調

番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度備考 上/中/下 被保護者	被害程度	修理予定箇所	備考
				人員数	同上中 可働力者				

32 近隣市町村医療機関一覧

番号	医療機関名	所在地	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

33 近隣市町村医薬品販売店一覧

番号	医療機関名	所在地	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

34 救護班の編成

班名	班長氏名	編成内容	連絡方法

35 救護班編成及び活動記録簿

期間	市町村名	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名	備考

- (注) 1 「診療患者数」欄は、延人員数を記入すること。
 2 「班の編成」欄は、職種ごとに人員数を記入すること。
 3 助産を実施した場合も記入すること。
 4 死体の処理を実施した場合も記入すること。

36 救護活動記録簿

期間	市町村名	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	氏名 医院
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	氏名 医院
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	氏名 医院
月 日から 月 日まで 日間		内科 人 外科 人		医師 人 看護師 人 その他 人	氏名 医院

37 医薬品衛生材料受払簿

品名	単位呼称	受	払	残	備考
年月日	摘要				
計					

38 医薬品班出動編成表

班 長	職 名	氏 名	期 日	自 年 月 日 時 分
				至 年 月 日 時 分
場 所				
摘 要				

39 救護班診療記録

班長医師氏名

年 月 日	市町村名	患 者 氏 名	年 令	病 名	措 置 摘 要	備 考

40 救護班医薬品衛生材料使用簿

班長医師氏名

医薬品衛生材料品名	単位呼称	単位	摘要	受	払	残	備考

41 医薬品衛生材料等引継書

医薬品衛生材料等引継書

輸送責任者職氏名

受領責任者職氏名

救護用医薬品次のとおり引継ぎました。

記

1. 引継月日
2. 引継場所
3. 品目数量 次のとおり

品 名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由、その他

42 医院、診療所医療実施状況

市町村名	診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬点数	金額	備考
			入院	退院			
	医院	月 日 から 日間					健康保険
		月 日 まで					国民健康保険
計							

43 助産台帳

分 べ ん 者			分 べ ん の 日時・場所	助産機関名	期 間	金 額	備 考
住 所	氏 名	年令					
湯川村大字 字							
湯川村大字 字							

44 障害物除去該当者調

番号	被災台帳 番 号	氏 名	職 業	住 所	家 族 人員数 同上中可働者	被害程度	障害物除予定箇所	実施 有無

45 障害物除去該当者選考調書

					被災台帳 番 号	
地区名	集落名	対象者 住 所			氏 名	
調査員調査事項	資産状況	動 産 不動産		職 業		
	被災の概要			家庭の概要		
行政区代表意見						
民生委員意見						
調査員総合意見						
要 施 行	有 ・ 無			調 査 員		

46 障害物除去の実施状況記録簿

住宅被害程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき状態の概要	除去に要した期間	金額	備考
					たい積高さ m 約 m(坪) たい積場所居室・炊事場・便所等	日間		器具借上費 円 人夫費 円 輸送費 円 その他 円
					たい積高さ m 約 m(坪) たい積場所居室・炊事場・便所等	日間		器具借上費 円 人夫費 円 輸送費 円 その他 円

47 死体搜索状況記録簿

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者氏名)		

(注) 1、搜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず、記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を金額欄に記入すること。

48 死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時及び場所	死亡者遺族				洗浄等の措置費			死体一時保存の場所及び保存の期間	備考
			住所氏名	年令	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		

49 埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考	
			住所氏名	年令	死亡者との関係	住所氏名	附属品	埋火葬料	骨箱	計		

50 被災使用教科書等調 全失分・半失分

区 分	学 校 名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
	学校							
	学校							
	計							
合 計	冊 数							
	実 人 員							

51 被災教科書一覧表

平成 年 月 日							学校名			
区 分	学 年	発 行 者 名	教科書記号番号	教科書名	冊数	単価	金 額	被害区分	備考	

(注) 学校別に記載のこと

52 学用品交付簿

被災台帳 番 号	住家の 被害区分	学 年	児童(生徒) 氏 名	親 権 者 住所氏名	受領印	給 与 品 内 訳					給 与 年月日
						消ゴム	ナイフ	ノート	鉛筆	筆入	

53 災害防疫調査指導票

年月日 平成 年 月 日
実施者

(1) 市町村名					
総戸数(世帯)		戸	総人口		人
(2) 被害の概況(図面は別紙に略記すること)					
床上浸水		戸	床上浸水		戸
人 口			人		
被災率			%		
(3) 傷病者及び医療救護班の要否					
(4) 炊き出し及び集団避難					
(5) 使用水及び給水班の要否					
(6) 感染症発生状況					
(7) 薬品、器材					
(8) 市町村の能力と動員態制					
(9) 昆虫駆除の指定地域と代執行の必要					
(10) 防疫計画					
(1) 検病調査班		月	日	～	月 日 班
(2) 消毒班		月	日	～	月 日 班
(3) 昆虫駆除		月	日	～	月 日 班

54 感染症予防申請書

番 号
平成 年 月 日

福島県知事 様

福島県河沼郡湯川村長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の地域指定の申請について

平成 年 月 日災害により、次のとおり災害が発生し感染症流行のおそれがあるので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定に基づいて、ねずみ族昆虫駆除の地域として指定されるよう申請する。

- 1 災害発生日時
- 2 災害の種類
 - (1) 原因
 - (2) 経過
- 3 被害の概要
- 4 ねずみ族昆虫駆除の開始及び終了予定年月日
- 5 ねずみ族昆虫駆除実施予定地域

55 災害防疫業務完了報告書

1	災害発生年月日	
2	災害の原因	
3	被害の概要	
4	市町村のとした措置の概要	
	(1) 災害防疫本部の活動	
	(2) 災害救助活動	
	イ 医療救護	
	ロ 調査指導	
	(3) 災害防疫本部の活動	
	イ 予防宣伝	
	ロ 調査指導	
	ハ 検病調査	
	ニ 患者処理	
	ホ 飲料水の確保及び井戸の消毒	
	ヘ 家屋の消毒及び消毒薬の使用法	
	ト そ族昆虫駆除の実施方法	
	チ 避難場所の防疫指導	
	リ し尿処理の指導	
	ヌ 泥土、堆積物の処理及び清潔方法	
5	感染症の発生状況	
6	予防接種	
8	予算の概要	

56 関係条例・規程等

湯川村防災会議条例

昭和37年10月 2日条例第18号
改正 平成12年 3月29日条例第26号
改正 平成25年 3月21日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、湯川村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 湯川村地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は村長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 福島県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 福島県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (3) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長
 - (6) 識見を有する者から村長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号及び第6号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、4人及び4人以内とする。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、湯川村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第26号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

湯川村防災会議運営規程

平成18年3月31日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、湯川村防災会議条例（昭和37年湯川村条例第18号）第5条の規定に基づき、湯川村防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(部会)

第3条 部会の数、名称及び構成については、会長が会議に図って定める。

2 部会は、部会長が会長の承認を得て招集する。

3 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、速やかに関係部会に付議するものとする。

4 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議を終わったときは、速やかに報告書を会長に提出するものとする。

5 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(専決処分等)

第4条 会長は、会議において処理すべき事項のうち、次の各号に該当するときは、専決処分することができる。

一 会長において、会議を招集することができないとき。

二 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処理については、次の会議で報告するものとする。

(幹事会議)

第5条 会長は、会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

湯川村災害対策本部条例

昭和37年10月 2日条例第19号

改正 平成 8年 3月25日条例第 5号

改正 平成24年12月28日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、湯川村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

湯川村災害対策本部規程

平成18年 3月31日訓令第 7号
改正 平成19年 3月13日訓令第11号
改正 平成23年10月21日訓令第 5号

(趣旨)

第1条 この規程は、湯川村災害対策本部条例(昭和37年湯川村条例第19号)第4条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、湯川村災害対策本部(以下「本部」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、湯川村副村長及び湯川村消防団長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 湯川村教育委員会教育長
- (2) 課長
- (3) 教育次長
- (4) 議会事務局長

3 村長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、村の職員のうちから随時適当と認める者を本部員として任命することができる。

(災害対策本部員会議)

第3条 本部に災害対策本部員会議(以下「本部員会議」という。)を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を審議決定し、その実施の推進を図るものとする。

(本部の組織)

第4条 本部に別表第1に定める部及び班を置く。

2 部に部長、副部長、班長及び班員を置き、部(事務局)長、班(所、室)長及び別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 部及び班の事務分掌は、別表第2に定めるとおりとする。

4 本部の事務局は、総務課がこれに当たるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月21日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

57 湯川村水防実施要領

湯川村水防実施要領